## 令和3年9月28日

お知らせ

担当課 監理課 門口、岡﨑 担当者 3404, 3423 内 通 226-7463

## 建設業法による営業停止処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次の建設業 者に対し、監督処分(営業停止)を行ったのでお知らせします。

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社松岡建設	代表者氏名	松岡	正利	
主たる営業所 の所在地	勝田郡勝央町勝間田184番地22				
許可番号	岡山県知事許可(般-28)第16393号				
許可を受けて いる建設業の 種類	土木工事業、とび・土工工事業 装工事業、しゅんせつ工事業、				舗

- 2 処分をした日 令和3年9月28日
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)の規定による営業停止
- (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のすべて
- (2)期間

令和3年10月12日から同月14日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社松岡建設の役員が、同社の業務に関して、廃棄物の処理及び清掃に関す る法律(昭和45年法律第137号)第16条の2(焼却禁止)の規定に違反し、 令和3年7月8日に津山簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が 確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、同条第3項に基づ き営業停止処分とする。